

総合型地域スポーツクラブ和歌山県協議会規約

(総 則)

第1条 この規約は、「総合型地域スポーツクラブ和歌山県協議会」(以下「県協議会」という。)に関することを定める。

(組 織)

第2条 県協議会は、県内の総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)をもって組織する。

(呼 称)

第3条 県協議会は、「総合型地域スポーツクラブ和歌山ネットワーク(SC和歌山ネットワーク)」と呼称することができる。

(目 的)

第4条 県協議会は、県内で活動する総合型クラブの定着・発展を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 県協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブ顕彰に関する研究
- (7) 関係各機関との連携
- (8) そのほか目的達成に必要な事業

(構成員)

第6条 県協議会は次の委員によって構成する。

- (1) 各総合型クラブを代表して選出された者(以下「総合型クラブ代表者」という。)
- (2) 県協議会の目的に賛同し、活動に協力する県協議会が認めた個人及び団体。

(役 員)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 4～6名
- (4) 監事 2名

(役員を選出・任期)

第8条 会長・副会長は、理事の中から互選し、総会に報告する。

- 2 理事は、別表1に掲げる各ブロックごとに、総合型クラブ代表者の中から所定の人数を互選する。
- 3 監事は、総会において委員の中から選任する。
- 4 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 5 役員に欠員が生じた場合は、当該役員の所属するブロックからこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(役員及び委員の任務)

第9条 会長は県協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は、総会又は理事会の議決に基づき、この県協議会の業務を執行する。
- 4 監事は、役員の仕事執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 5 委員は、各ブロックにおいて理事を互選する。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって開催する。

- 2 次の事項は総会の議決を経なければならない。
 - (1) 事業計画及び予算計画
 - (2) 事業報告及び決算報告
 - (3) 規約の改正
 - (4) 解散
 - (5) その他県協議会に関する重要事項で理事会の付議した事項
- 3 総会は、年1回以上開催する。
- 4 委員の3分の1以上の署名による要求で総会を開催できる。
- 5 総会の議長は、原則として会長が行うものとする。

(理事会)

第11条 理事会は、会長が必要と認めた時に開催する。

- 2 理事会は、第7条の役員をもって構成する。
- 3 理事会は、総会及び県協議会関連諸事業についての企画立案並びに準備・協議・運営にあたる。
- 4 理事会の議長は原則として会長が行うものとする。

(ブロック別会議)

第12条 ブロック別会議は、当該ブロック選出理事が必要と認めた時に開催する。

- 2 ブロック別会議は、当該ブロック内の総合型クラブ代表者をもって構成する。
- 3 ブロック別会議は、総会及び理事会で決定された諸事業の円滑な実施及び理事会に伝えるべき意見の集約等をはじめ、各総合型クラブ間の連携強化に資する事業を実施する。

(議決)

第13条 総会及び理事会の議事は、委員の過半数の出席(委任状可)があった場合に成立し、議決は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の時は議長が決する。

(会計)

第14条 県協議会の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 県協議会の事務局をきのくに広域スポーツセンター(公益社団法人和歌山県体育協会内)に置く。

- 2 県協議会の会計事務は、事務局が担当する。

(その他)

第16条 本規約に定めのないことについては、理事会において決定し、報告する。

附 則

この規約は平成 21 年 10 月 22 日から施行する。

この規約は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 25 年 6 月 9 日から施行する。

この規約は平成 27 年 6 月 6 日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

ブ ロ ッ ク	地 方	理事数
第 1 ブロック	和歌山市	2 名
第 2 ブロック	伊都地方	2 名
	那賀地方	
第 3 ブロック	海草地方	3 名
	有田地方	
	日高地方	
第 4 ブロック	西牟婁地方	3 名
	東牟婁地方	